

苫小牧工業高等専門学校キャリア教育センター規程

規則第101号

制 定 平成25年3月7日
一部改正 平成26年1月21日
一部改正 平成28年1月26日

(目的)

第1条 この規程は、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第12条の規程に基づき、本校にキャリア教育センター（以下「センター」という。）を置き、低学年からの組織的・系統的なキャリア教育を推進することを目的とする。

(業務)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 キャリア意識形成のための方策の検討及び実施に関すること。
- 二 キャリア教育プログラムの策定と実施に関すること。
- 三 就職及び進学等進路支援に関すること。
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第3条 センターに、センター長及び副センター長のほか、センター員を置き、専攻主任各1名及び校長が指名する者をもって充てる。

2 センター員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 センターの円滑な運営を図るため、キャリア教育センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 センターの運営方針及び業務の推進に関する事項
- 二 センターの事業計画に関する事項
- 三 センターの活動評価に関する事項
- 四 その他必要な事項

(組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 センター員
- 四 学生課長

五 その他校長が必要と認める者

(委員長等)

第7条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第9条 委員長は、必要に応じ、校長に業務の進捗状況及び結果等を報告するものとする。

(庶務)

第10条 センターの事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 苫小牧工業高等専門学校進路指導委員会内規（平成15年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。